

# 前代川ゲートポンプ場運転管理業務仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、前代川ゲートポンプ場の運転管理業務を円滑かつ適正に行うため、その業務要領を定めることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 受注者は、ポンプ場設備の機能を十分に達成できるよう、契約書、仕様書、その他関係書類（現場説明を含む。）に基づき、発注者側係員（以下「係員」という。）の指示に従って、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

(業務場所の所在地・名称及び主ポンプ能力)

第3条 所在地 和歌山市吉礼626-14  
名称 前代川ゲートポンプ場  
主ポンプ能力 横軸水中軸流ポンプ(電動)：口径700mm×51.0m<sup>3</sup>/min×2台

(保守点検業務の内容)

第4条 保守点検時の業務は、月2回の巡回点検とし、次のとおりとする。

(1) No. 1, 2主ポンプの操作、点検

※ポンプ電流値の確認は、点検に必要な水位がある時だけとし、必ずしも確認する必要はない。ただし、大雨警報発表時の現場巡視中にポンプが稼働している場合は、ポンプ電流値を確認すること。

(2) 主ポンプ用ローラーゲートの操作、点検

(3) 自動除塵機の操作、点検

(4) 除塵機吊上装置の操作、点検

(5) し渣コンテナの操作、点検

(6) 維持管理用吊上装置の操作、点検

(7) フラップゲートの点検

(8) 高圧受変電設備、制御盤、計器等の点検

(9) 各設備の給油、塗装及び軽易な補修

(10) 簡易な故障修理

※特殊な機器、部品、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要としないで、勤務時間内に作業、処置できる修理を簡易な故障修理とする。

(11) その他上記事項の関連指示事項

(緊急対応業務の内容)

第5条 緊急対応業務は、大雨警報発表時及び通報装置発報時において、次の措置を取るものとする。

(1) 大雨警報発表時に現場巡視し、異常事態発生の場合には原因を調査の上で、必要あれば機器の適切な操作を行い改善に努め、その内容を係員に報告すること。

(2) 通報装置発報時には、原因を調査の上で、必要あれば機器の適切な操作を行い改善に努め、その内容を係員に報告すること。

(3) その他上記事項の関連指示事項

(その他の業務内容)

第6条 その他の業務内容は、次の通りとする。

(1) ポンプ場内の清掃及び草刈 1回/月

(2) その他上記事項の関連指示事項

(その他の点検内容)

第7条 その他の点検は、次の通りとする。

(1) 消火器(ABC粉末消火器、10型、蓄圧式、1本)の点検

※消防法の規定に基づき、点検作業を年2回行い、その報告書を係員に提出すること。なお、点検に従事するものは消防設備士もしくは、消防設備点検の資格を有する者とする。

(2) その他上記事項の関連指示事項

(業務の精算)

第8条 業務内容の変更による精算は原則行わないものとする。ただし、大規模災害の発生等により、業務内容に著しい変更をきたした場合は、契約金額の変更について、発注者と受注者が協議して定める。

(主任技術者の配置)

第9条 主任技術者として第一種電気工事士の資格を有する者を配置すること。

(勤務員の服装)

第10条 勤務中は、作業に適した帽子、服、ズボン、靴等を着用し清潔を保つこと。

(提出書類)

第11条 受注者は、次の書類を本市に提出しなければならない。

- (1) 主任技術者の通知書
- (2) 主任技術者の経歴書
- (3) 勤務員名簿
- (4) 各種資格者証写し
- (5) その他必要書類

2 受注者は、業務に関する次の書類を提出しなければならない。

- (1) 月報 1部
- (2) 消防設備点検作業報告書 2部
- (3) その他係員が指示する書類

3 契約期間が満了したときは、完了届を提出しなければならない。

(経費、資材の負担区分)

第12条 運転管理業務に必要な経費、資材の負担区分は次によるもの以外は受注者の負担とする。

- (1) 電力
- (2) 係員が認めるもの  
(施設の使用許可)

第13条 受注者において、業務が能率的かつ効果的に行われるために、次の施設等を契約期間中貸与するものとする。使用については、細心の注意を持ってこれに当たるものとする。

- (1) 各設備の規格工具
- (2) 係員が必要と認めるもの  
(清掃、整理)

第14条 受注者は、業務範囲内の施設、建物及びその周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。

(雑則)

第15条 本仕様書に明記されていない事項については、係員の指示に従うものとする。また、指示されていない事項であっても運転操作上、当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行われなければならない。

- 2 運転等にかかる資料の提出を係員が要求した場合は、速やかに応じなければならない。
- 3 受注者は、常に場内全般の火災、盗難等の予防、取締まり並びに警戒に努め、事故等の発生したときは、適切な措置を講じると共に、係員の指示に従わなければならない。
- 4 受注者は、本仕様書に基づくほか、係員の指示に従い業務の完遂を期さなければならない。
- 5 受注者は、3月中に次年度管理業務委託への引継ぎ業務を行うものとする。

(法令、条例の適用)

第16条 受注者は上記仕様書に記載する各種運転管理業務を各関連法令に従い、誠実にしてかつ、完全な運転管理業務を行わなければならない。

(疑義)

第17条 本仕様書に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

## 設備概要

### 〈機械設備〉

#### ・No.1,2 主ポンプ

型式：横軸水中軸流ポンプ

ポンプ口径：700mm×吐出量：51m<sup>3</sup>/min.(0.85m<sup>3</sup>/sec.)×全揚程：2.1m

電動機出力：37kW

数量：2台

#### ・主ポンプ用ローラーゲート

型式：鋼板製ローラーゲート

呑口の寸法：幅 2800mm×高さ 1500mm

揚程：約 1.6m

開閉方式：電動ラック式（2連式）

電動機出力：0.8kW

開閉の速度：約 0.3m/min

数量：1門

#### ・自動除塵機

型式：引上式自動除塵機（背面降下全面掻揚式）

水路の寸法：幅 2800mm×高さ 3410mm

スクリーン：目幅 35mm ×据付角 75°

掻揚げ速度：約 3.0m/min.

電動機出力：2.2kW

数量：1基

#### ・除塵機吊上装置

型式：電動ワイヤー巻取型（休止装置（落下防止安全装置）付）

電動機出力：1.5kW

数量：1基

#### ・し渣コンテナ

型式：台車式角型 SUS 製床面開閉式

容量：0.5m<sup>3</sup>

台車：手押し式

数量：3基

#### ・維持管理用吊上装置

型式：ウォール形ジブクレーン（ギヤードトロリー付電動チェーンブロック）

定格の荷重：2.8t

揚程：5m

巻上の速度：5.25m/min.（参考値）

電動機出力：3.4kW（参考値）

作業の半径：3.5m

数量：1台

#### ・フラップゲート

型式：ステンレス鋼板製フラップゲート

呑口の寸法：幅 1200mm×高さ 1500mm

数量：1門

### 〈電気設備〉

・三相 3 線 6.6kV 1 回線受電

・三相変圧器 6600V/210V      150kVA : 1 台

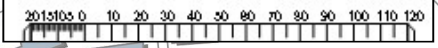
# 位置図



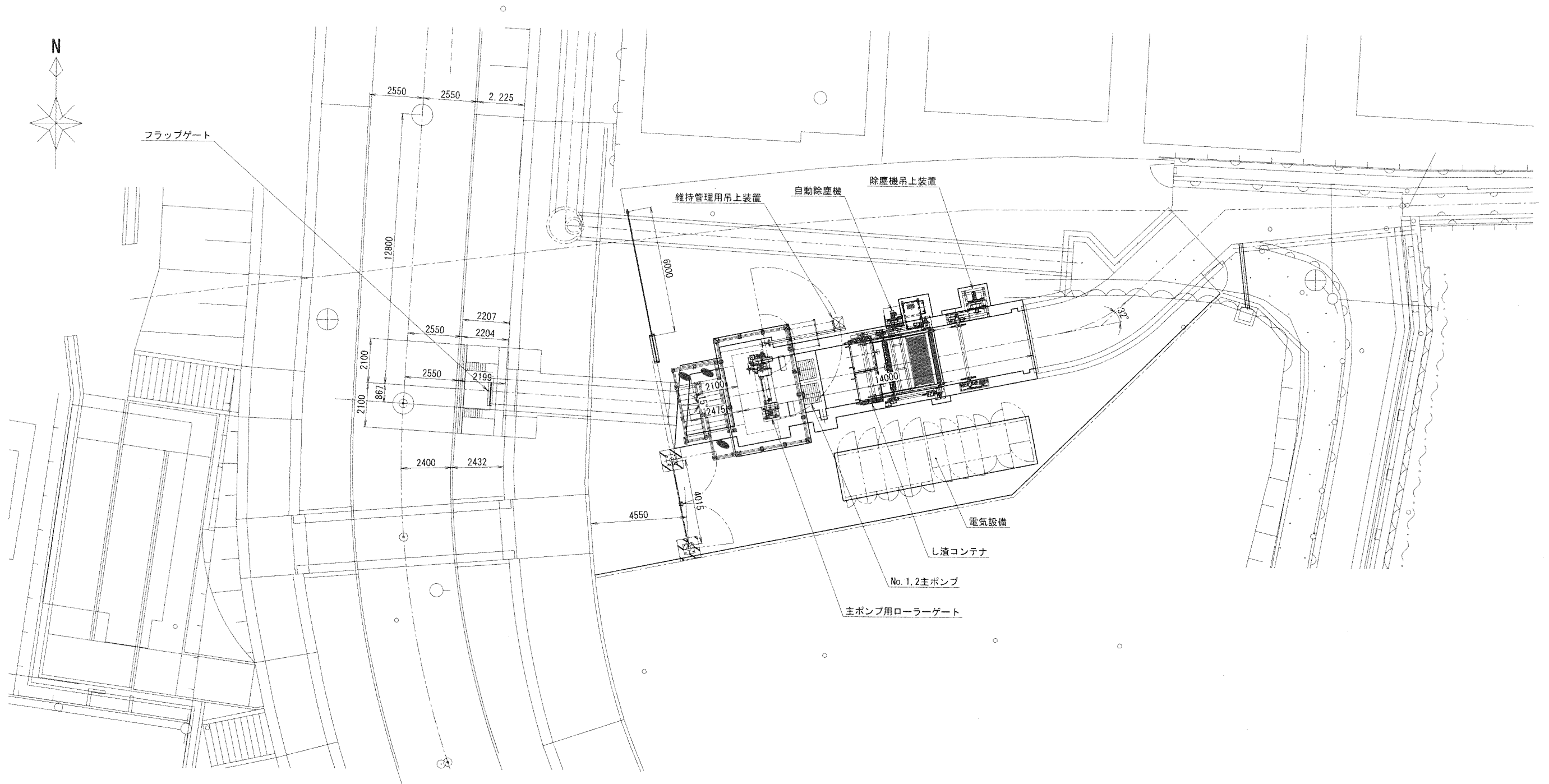
前代川ゲートポンプ場

吉礼

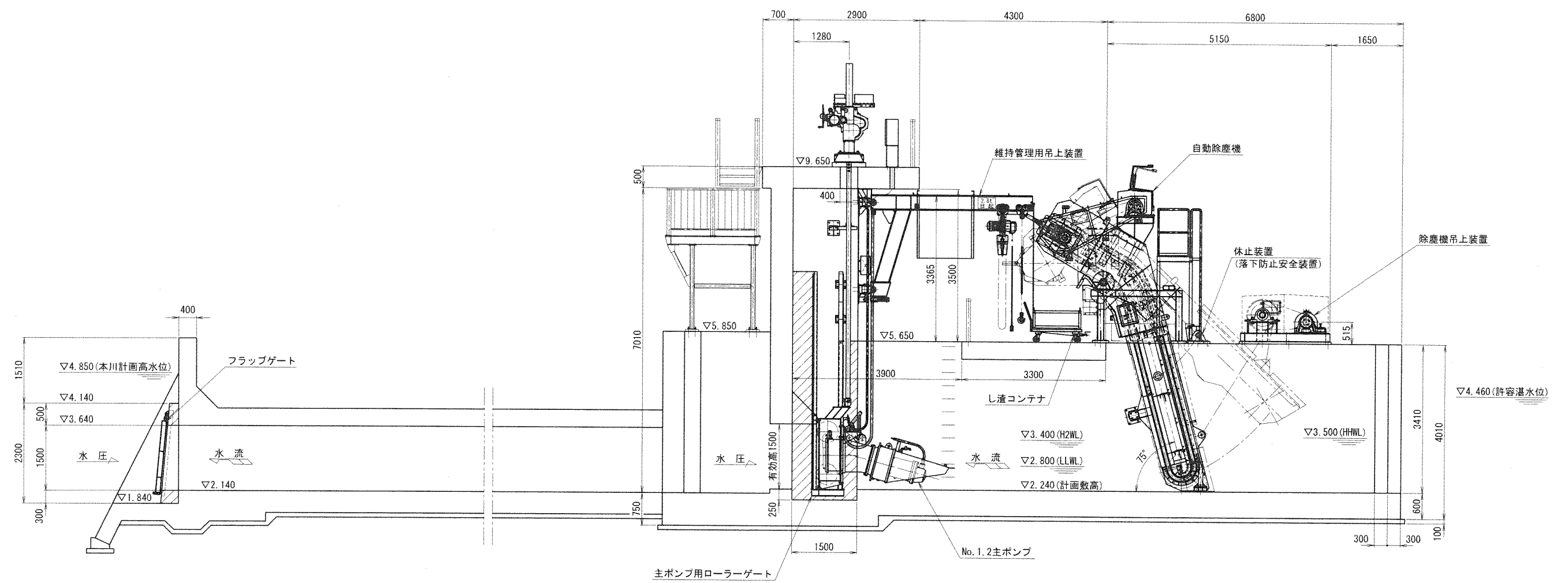
縮尺 1 : 2500



平面図 (S=A1:1/100)



側面図 (S=A1:1/50)



## 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求められることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

## 業務委託契約書

和歌山市（以下「発注者」という。）と\_\_\_\_\_（以下「受注者」という。）は、前代川ゲートポンプ場運転管理業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 発注者は、前代川ゲートポンプ場運転管理業務（以下「委託業務」という。）の履行を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 受注者は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金額は、\_\_\_\_\_円（消費税及び地方消費税分\_\_\_\_\_円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは受注者に対して報告を求め、又は受注者に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 発注者は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面により定めるものとする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、発注者受注者協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由により生じた損害は、発注者が負担する。この場合において、発注者が負担すべき額は、発注者受注者協議して定める。

2 発注者は、委託業務の履行に関して発生した事故により受注者の従事員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。



(受注者の履行不能)

第10条 受注者は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、発注者に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、発注者が定める。

2 前項の場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 受注者は、毎月、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を発注者が定める方式により発注者に通知し、発注者の確認を求めなければならない。

2 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知し、発注者の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 受注者は、前条第2項の確認を受けたときは、委託金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に委託金を支払わなければならない。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、次条及び受注者の債務不履行による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。ただし受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を受注者に支払わなければならない。

第14条 発注者は、必要があるときは、受注者に対し3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 受注者の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 受注者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 受注者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害または不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る発注者の解除）

第16条 受注者が次の各号のいずれかに該当したとき、発注者は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が発注者の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があつたとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、

契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、受注者に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を発注者に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、発注者の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第18条 発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者が受注者に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは受注者に追徴する。

(秘密の保持等)

第19条 受注者は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 受注者は、受注者又は受注者の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、発注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、委託業務の履行過程において、作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、また譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 受注者は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めるときは、受注者の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 受注者は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 発注者は、受注者が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めるときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第22条 この契約に関し、発注者受注者間に訴訟の必要が生じた場合、発注者を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

発注者 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

受注者

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。